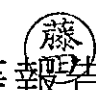


議員派遣 委員派遣	収受年月日	議長	事務局長	書記
	28.5.30			
	第 調査研修等報告書			

様式 1

平成 28 年 5 月 30 日

議会議長  
委員会委員長 様

提出者 吉田 広明

派遣目的 (調査等 名称)	新人議員研修会		
派遣の 日時	平成 28 年 5 月 18 日	派遣先 (場所)	福島市 / 福島グリーンパレス
研修 内容	<p>地方自治法（議会関係）の解説          福島県総務部 市町村総務部 主事 渡邊照友氏より説明          議員の心構えと議会運営について          福島県町村議会議町会 総括参事 吾妻邦博氏より説明</p>		
派遣 結果 (意見 及び 感想)	<p>1、 日本国憲法 第八章 地方自治の法的根拠のもとでの、地方自治の議会、地方公共団体関連の説明を受ける。地方自治は団体自治（地方公共団体）と住民自治に分かれるが、住民自治（住民の民意）は議会が住民の多様な意志を集約しながら、「住民自治の役割を果たすために地方公共団体がある」とあり、<u>住民主権に基づく民主主義の精神を表す議員活動の責任の重さを感じた。</u></p> <p>2、 地方自治の確保は戦後、明文をもって保証されたが、<u>大前提の住民福祉向上のために、直面する高齢化、少子化で地方喪失の危機に立ち向かわなければならない。「長も議会もそれぞれの権限に基づいて役割を果たすのであるが、その結果については、双方ともに直接住民に責任を負う制度となっている。」</u>（議員必携抜粋）とあり、戦前の中央集権化の反省と経験からか、国の責任的関与は書いていない。福島第一原発事故の賠償責任も東京電力にあり、国策であった原発推進で起きた事故であるにもかかわらず、国の責任を問われる総論に今も至っていないのは事実である。結果が示されたと言える。</p> <p>「地方分権推進法」（平成 7 年 5 月制定）の事務区分の制度の中でも、<u>国家賠償責任に関わる地方公共団体の自治事務は責任があり、法定受託事務の場合は、地方公共団体も責任を負う、</u>となっている。そうであれば、<u>議会への民意の反映は重要であり、リスクの少ない</u></p>		

住民自治を構築しなければならないと思う。

- 3、 「指定都市制度」(地方自治法改正・平成26年5月30日公付)の見直しで、以前は100万人となっていたのが、現在は50万人以上、中核都市は20万人以上となっている。しかし人口減少がさらに進めば、これらの人口基準値も将来は見直しがされる可能性があり、中核都市で10万人以上となるかも知れない。県職員と話をした時に、「県南では白河市が中核都市構想に近い」と言っていた。国は緩やかに、しかし着実に、人口集約化を進めるのであろう。そうなるのであれば、中核都市には一部裁量権限を委譲しつつ、地方交付税は増加させ、それ以下の地域は減らさないまでも、少子高齢会に伴う労働生産人口の減少での独自税収の減収、財政悪化が懸念される。将来、塙町として町名を残すか、もしくは、4町村合併の東白市になるかも知れない。西郷村のように、白河市との合併を拒否した理由は自主財源があるからと聞いている。このように、一部は財源的な判断の風潮にゆだねられていると思う。合併する際に財政のバランスが良い町村の発言が有利となる傾向が生まれた場合、主な公的環境施設は徐々に集約されるであろう。財政基盤、経済規模の優位で、多くの価値観をどう判断し、塙町として進みゆく明確な議論と具体策を町民と構築すべきである。

追記として、福島県町村議会議町会の講師の方が最後に話された、「北海道のある事例として、議会がしっかりしていれば、破綻は防げたと思う」と言われたのが、印象的であった。